③　関東地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

④　平成22年３月31日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により、税務大学校関東信越研修所外設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、税務大学校関東信越研修所外設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

③　１⑵の業務内容に掲げる各分担業務をそれぞれ優れた技術を有する構成員に分担し、税務大学校関東信越研修所外設計業務設計共同体協定書第８条第１項に明示すること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、税務大学校関東信越研修所外設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

５　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

６　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

７　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

８　その他

⑴　設計共同体の名称は、「税務大学校関東信越研修所外設計業務△△・××設計共同体」とする。

⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）」（平成22年10月28日付け支出負担行為担当官　関東地方整備局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

平成23・24年度を有効期間とする防衛省所管の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）についての契約を締結する場合の一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

平成 22 年 10 月 28 日

防衛省装備施設本部長　岡崎　　匠

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13

１　業種区分

⑴　建設工事　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項に定める別表第１の28種類

⑵　測量・建設コンサルタント等業務

①　測量

②　地質調査

③　コンサルタント

ア　土木

イ　建築

ウ　電気

エ　機械

オ　通信

カ　環境等

２　申請の時期及び場所

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）の審査にあっては、平成22年12月１日から平成23年１月31日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く。）に申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、代表者。以下同じ。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）を管轄する別記１に掲げる受付機関において申請書類の持参による申請を受け付ける。

また、郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）による建設工事等の申請者は、平成22年12月１日から平成23年１月31日まで（当日消印有効。）の間に、申請者の本店所在地を管轄する別記１に掲げる受付機関に郵送するものとする。

また、インターネットの使用による建設工事の申請者は、平成22年12月１日から平成23年１月14日までの間に、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信するものとする。ただし、８⑷に掲げる者は、持参又は郵送に限るものとする。

https://www.pqr.mlit.go.jp

また、インターネットの使用による測量・建設コンサルタント等業務の申請者は、平成22年12月１日から平成23年１月14日までの間に、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信するものとする。

ただし、８⑸に掲げる者は、持参又は郵送に限るものとする。

https://www.pqrc.mlit.go.jp

⑵　随時の競争参加資格の審査にあっては、平成23年４月１日以降随時に、申請者の本店所在地を管轄する別記１に掲げる受付機関において申請を受け付けるが、この場合には入札に間に合わないことがある。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　持参又は郵送による者は、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）を、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。

http://www.epco.mod.go.jp/dfaa/news/kensetsu/oshirase.html

⑵　インターネットの使用による建設工事の申請者は、上記２⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、平成22年11月１日から平成22年11月30日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成22年11月１日から平成23年１月14日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

⑶　インターネットの使用による測量・建設コンサルタント等業務の申請者は、上記２⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、平成22年11月１日から平成22年11月30日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成22年11月１日から平成23年１月14日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

ただし、パスワードの請求に当たっては、上記２⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに⑷②の（測量・建設コンサルタント等業務に係る添付書類）のウからカまでに掲げる書類を添付し別記２に掲げる送付先に郵送するものとする。

⑷　申請書の提出方法　申請者は、持参又は郵送により、申請書を提出するときは、申請書に次に掲げる①又は②の書類を添付し、「資格審査結果通知書」を送付するための商号又は名称及びその所在地を表記している郵便切手を貼付した定形用封筒を持参又は郵送により提出すること。この場合において、申請書及び添付書類の提出部数は１部とする。

インターネットの使用による建設工事の申請者は、上記２⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、⑵のダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、⑵により入手したパスワード